

滋賀県税条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 法人事業税

ア 外形標準課税の適用対象法人の見直し①(減資への対応)

現行基準(資本金 1 億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。(付則第 7 条の 2 の 2 の 2 関係)



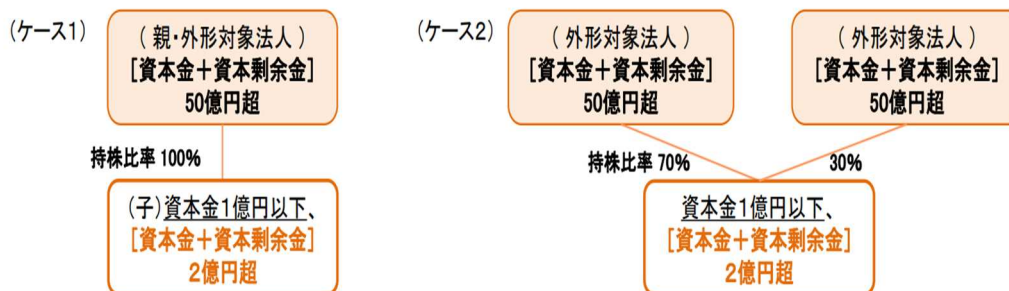
※ 令和 6 年 3 月 30 日(法の公布日)の前日に外形標準課税の対象外である法人等は、現行基準や次のイの基準に該当しない限り、外形標準課税の対象外とする。

また、法の公布日以降に「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする。

※ 令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

イ 外形標準課税の適用対象法人の見直し②(100%子法人等への対応)

資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の 100%子法人等のうち、資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。(第 37 条関係)



※ 上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置を設ける。

※ 令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。

ウ 上記イに係る特例措置

産業競争力強化法における特別事業再編計画に基づいて行われる買収等により100%子会社となった法人等について、上記イにかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。(付則第7条の2の2の3関係)

※ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

(2) 地方消費税

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供(事業者向けを除く。)のうち、国税庁長官の指定を受けたものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととする。(第38条の16の3関係)

(3) 軽油引取税

軽油引取税の課税免除の特例措置について、マリンレジャー等に使われる自家用船舶(いわゆる「プレジャーボート」)を対象から除外する。(付則第10条の2の6関係)

(4) その他必要な規定の整備

ア 新たな公益信託制度の創設に伴う規定の整備(個人県民税、法人事業税および地方消費税)

イ その他所要の規定の整備

3 施行期日

公布日。ただし、2(1)アおよび(3)は令和7年4月1日、2(1)イ・ウは令和8年4月1日、2(4)アは公益信託に関する法律の施行の日または同日の属する年の翌年の1月1日から。

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税、法人の事業税、地方消費税および軽油引取税について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

ア 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずることとします。（第2条による改正後の第21条の2関係）

イ 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止することとします。（第2条による改正後の付則第4条関係）

(2) 法人の事業税

ア 当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金の額または出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円以下のもののうち、前事業年度の事業税について第37条第1項第1号アに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象法人」という。）に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとします。（第1条による改正後の付則第7条の2の2の2関係）

イ 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）の事業税（令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、同日の前日の現況により資本金1億円以下であると判定され、かつ、令和6年3月30日以後に終了した各事業年度分の事業税について第37条第1項第1号イに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象外である法人」という。）に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）については、アにかかわらず、所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもののうち、令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度分の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとします。（改正条例付則第4項関係）

ウ 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとします。（第2条による改正後

の第37条関係)

(ア) 特定法人(払込資本の額が50億円を超える法人および相互会社等をいう。以下同じ。)

との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものに有するものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの
(ア)に掲げる法人を除く。)

エ 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうちウ(ア)または(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額(以下「令和8年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額(以下「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額(以下「令和9年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとします。(改正条例付則第6項関係)

オ 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行の日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日(以下「取得等の日」という。)以後引き続き有している等の一定の条件を満たす場合において、当該他の法人および当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の日前5年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金1億円以下のもの等について、ウ(ア)または(イ)に掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすることとします。(第2条による改正後の付則第7条の2の2の3関係)

カ 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益および

費用は当該委託者等の収益および費用とみなすこととする特例措置を廃止することとします。

(3) 地方消費税

ア 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務を除く。）のうち、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととします。（第1条による改正後の第38条の16の3関係）

イ 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置を講ずることとします。（第2条による改正後の第38条の16、第38条の16の2関係）

(4) 軽油引取税

船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶を適用対象から除外することとします。（第1条による改正後の付則第10条の2の6関係）

3 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、3(4)の一部は令和7年1月1日から、2(2)アおよびイならびに(4)ならびに3(2)の一部は同年4月1日から、2(2)ウからオまでならびに3(2)の一部および(4)の一部は令和8年4月1日から、2(1)イ、(2)カおよび(3)イならびに3(2)の一部および(3)は公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日から、2(1)アならびに3(2)の一部および(4)の一部は同日の属する年の翌年の1月1日から、それぞれ施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととします。
- (4) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
第 1 条～第38条の16の 2 省略 （新設） 第38条の17～第146条 省略 付 則 第 1 条～第 4 条の 4 省略 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第 4 条の 5 平成30年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一に	第 1 条～第38条の16の 2 省略 <u>（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）</u> <u>第38条の16の 3 消費税法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する国外事業者が国内において行う同項第 8 号の 3 に規定する電気通信利用役務の提供（同項第 8 号の 4 に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が同法第15条の 2 第 1 項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。</u> 第38条の17～第146条 省略 付 則 第 1 条～第 4 条の 4 省略 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第 4 条の 5 平成30年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一に

する配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の5第1項に規定する取組を行つているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条（法附則第4条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合（法第34条第1項第2号に係る部分に限る。）を含む。）」とする。

第5条～第5条の4 省略

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控

する配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の7第1項に規定する取組を行つているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条（法附則第4条の5第1項の規定により読み替えて適用する場合（法第34条第1項第2号に係る部分に限る。）を含む。）」とする。

第5条～第5条の4 省略

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控

除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第19項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 省略

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得または同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5～第7条の2の2 省略

(新設)

除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 省略

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得または同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5～第7条の2の2 省略

(事業税の納税義務者等の特例)

第7条の2の2の2 第37条第1項の規定の適用については、当分の間、

第7条の2の3～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～10 省略

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の17第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に行

同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に定める金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。

第7条の2の3～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～10 省略

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の18第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に行

われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 省略

(2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

ア 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第20項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第3条の2の17第2項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第7条第21項に規定するものに限る。

以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

イ～オ 省略

12 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 省略

(2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

ア 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第7条第20項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第3条の2の18第2項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第7条第21項に規定するものに限る。

以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

イ～オ 省略

12 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13・14 省略

15 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により施行令附則第7条第25項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2～第10条の2の5 省略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第10条の2の6 令和9年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

船舶の使用者	船舶の動力源の用途

13・14 省略

15 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2～第10条の2の5 省略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第10条の2の6 令和9年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

船舶（専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を	船舶の動力源の用途

省略	
2～4 省略	
5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で<u>施行令附則第10条の2の2第11項</u>に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。	
6 省略	
第10条の2の7～第20条 省略	
（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）	
第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	

<u>除く。）に供する船舶を</u>	
<u>除く。）の使用者</u>	
省略	
2～4 省略	
5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で<u>施行令附則第10条の2の2第12項</u>に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。	
6 省略	
第10条の2の7～第20条 省略	
（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）	
第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	

省略		
付則第 5 条の 4 の 2 第 1 項第 1 号	租税特別措置法第 41条第 2 項から第 5 項までもしくは <u>第10項から第19項</u> までもしくは第41 条の 2	東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関す る法律第13条第 1 項の規定によ り読み替えて適用される租税特 別措置法第41条第 2 項から第 5 項までもしくは第10項から <u>第19</u> <u>項</u> までもしくは東日本大震災の 被災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により適用される租 税特別措置法第41条の 2
省略		
2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13条第 3 項もしくは第 4 項または第13条の 2 第 1 項から<u>第 4 項までも</u> <u>しくは第 6 項から第10項までの規定の適用を受けた場合における付則</u> 第 5 条の 4 および第 5 条の 4 の 2 の規定の適用については、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とし、同条第 3 項の規定は、適用しない。		
付則第 5 条の 4 第 1 項第 1 号	または阪神・淡路大 震災の被災者等に 係る国税関係法律	、阪神・淡路大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律（平成 7 年法律第11号）

省略		
付則第 5 条の 4 の 2 第 1 項第 1 号	租税特別措置法第 41条第 2 項から第 5 項までもしくは <u>第10項から第21項</u> までもしくは第41 条の 2	東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関す る法律第13条第 1 項の規定によ り読み替えて適用される租税特 別措置法第41条第 2 項から第 5 項までもしくは第10項から <u>第21</u> <u>項</u> までもしくは東日本大震災の 被災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により適用される租 税特別措置法第41条の 2
省略		
2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13条第 3 項もしくは第 4 項または第13条の 2 第 1 項から<u>第 5 項までも</u> <u>しくは第 7 項から第11項までの規定の適用を受けた場合における付則</u> 第 5 条の 4 および第 5 条の 4 の 2 の規定の適用については、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とし、同条第 3 項の規定は、適用しない。		
付則第 5 条の 4 第 1 項第 1 号	または阪神・淡路大 震災の被災者等に 係る国税関係法律	、阪神・淡路大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律（平成 7 年法律第11号）

	の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで	第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第9項まで
	省略	
	これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第9項までの規定
省略		
付則第5条の4の2第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

	の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで	第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第10項まで
	省略	
	これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項までしくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項しくは第4項しくは第13条の2第1項から第10項までの規定
省略		
付則第5条の4の2第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

	項から第3項まで	に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から <u>第4項までもしくは第6項から第10項まで</u>		項から第3項まで	に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から <u>第5項までもしくは第7項から第11項まで</u>
3 省略 第22条以下 省略			3 省略 第22条以下 省略		

滋賀県税条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第21条 省略 （寄附金税額控除） 第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 省略 (3) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に	第1条～第21条 省略 （寄附金税額控除） 第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 省略 (3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金および 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に

規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの

ア・イ 省略

ウ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により知事または教育委員会の許可を受けた公益信託（同法第1条 _____に規定する公益信託をいう。エにおいて同じ。）の信託財産とするために支出したもの

エ 省略

(4) 省略

2 省略

第21条の3～第36条の20 省略

（事業税の納税義務者等）

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項に規定する法人でない社団または財団、第4項に規定するみ

規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの

ア・イ 省略

ウ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により知事の認可 _____を受けた公益信託（同法第2条 第1項第1号に規定する公益信託をいう。エにおいて同じ。）の信託財産とするために支出したもの

エ 省略

(4) 省略

2 省略

第21条の3～第36条の20 省略

（事業税の納税義務者等）

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項に規定する法人でない社団または財団、第4項に規定するみ

なし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。第38条の6第2項において同じ。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。第38条の6第2項において同じ。）ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）ならびにこれらの法人

以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの

所得割額

なし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。第38条の6第2項において同じ。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。第38条の6第2項において同じ。）ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）ならびに所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。） 所得割額

（ア） 特定法人（払込資本の額（法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2に定める金額をいう。以下（ア）および（イ）において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）および保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第10条の3に定めるものを含む。）をいう。以下（ア）および（イ）において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下（ア）および（イ）において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（令和6年3月30日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以

外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他
施行令第10条の4第1項に定める場合において、当該法人が剰
余金の配当(払込資本の額のうち施行令第10条の5に定める額
の減少に伴うものに限る。以下(ア)および(イ)において同じ。)
または出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当または出
資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億
円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株
式および出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のも
のが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと
当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があ
ることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(令和6年3月3
0日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法
人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における
当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。))と当該法人との
間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人
との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および
出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有す
るものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人
との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることと
なるときその他施行令第10条の4第2項に定める場合に、当該法
人が剰余金の配当または出資の払戻しをしたときは、当該剰余金
の配当または出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算し

(2)～(4) 省略

2～4 省略

第37条の2～第38条の15 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第38条の16 地方消費税は、法人および事業を行う個人（以下この節において「事業者」という。）の行つた課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）ならびに同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）および特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者および同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律または条約

た額）が2億円を超えるもの（(ア)に掲げる法人を除く。）

(2)～(4) 省略

2～4 省略

第37条の2～第38条の15 省略

(地方消費税の納税義務者等)

第38条の16 地方消費税は、法人および事業を行う個人（以下この節において「事業者」という。）の行つた課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）ならびに同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）および特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律または条約の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者および同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律または条約

の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く。) については、県内に所在する消費税法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する保税地域から当該課税貨物を引き取る者に対し、貨物割により課する。

2 · 3 省略

(法人課税信託 の受託者に関するこの節の規定の適用)

第38条の16の2 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者

は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産ならびに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）および固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第38条の21および第38条の22を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等および固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託）の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下

の規定により消費税を課さないこととされるものおよび免除されるものを除く。)については、県内に所在する消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から当該課税貨物を引き取る者に対し、貨物割により課する。

2 · 3 省略

(法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用)

第38条の16の2 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。）または公益信託（同法第12条第4項第2号に規定する公益信託をいう。）（以下この条において「法人課税信託等」

という。)の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等(信託財産に属する資産ならびに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)および固有資産等(法人課税信託等の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、第38条の21および第38条の22を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託等の信託資産等および固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託等）の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託等に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下

この項において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

4 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

5 省略

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者についてのこの節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるところによる。

第38条の16の3～第146条 省略

付 則

第1条～第3条 省略

(公益信託に係る県民税の課税の特例)

第4条 当分の間、公益信託(公益信託ニ関スル法律第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。))をいう。以下同じ。)の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

2 公益信託は、第17条第1項第4号の2に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

この項において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

4 一の法人課税信託等の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託等に係る信託資産等は、当該法人課税信託等の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

5 省略

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託等の受託者についてのこの節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるところによる。

第38条の16の3～第146条 省略

付 則

第1条～第3条 省略

第4条 削除

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までおよび第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与または遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3第1項に定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第4条の2の2～第7条の2の2 省略

（事業税の納税義務者等の特例）

第7条の2の2の2 第37条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に定める金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。

（新設）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項までおよび第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を 含む。）を同条第3項に規定する贈与または遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3第1項に定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第4条の2の2～第7条の2の2 省略

（事業税の納税義務者等の特例）

第7条の2の2の2 第37条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第5条の7に定める金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。

第7条の2の2の3 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）

の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編（生産性の向上および需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第3号、第4号および第6号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式もしくは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得または譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額または1億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）および当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して

(公益信託に係る事業税の課税の特例)

第7条の2の3 当分の間、公益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益および費用は当該委託者等の収益および費用とみなして、第2章第2節の規定を適用する。

2 公益信託は、第37条第3項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第37条第1項の規定の適用については、対象法人または5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（同法第24条の3第2項または第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第37条第1項第1号イ(ア)および(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの（付則第7条の2の2の3に規定する対象法人および同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

(削除)

<u>第7条の2の4</u> 当分の間、公益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等（法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）および特定課税仕入れ（同条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）は当該委託者等の課税資産の譲渡等および特定課税仕入れとみなして、第2章第3節の規定を適用する。	（削除）
<u>2</u> 公益信託は、第38条の16第1項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。	
<u>第7条の2の5</u> 省略 第7条の3以下 省略	<u>第7条の2の3</u> 省略 第7条の3以下 省略

滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成19年滋賀県条例第30号）新旧対照表（付則関係）

旧	新
本則 省略 付 則 1～7 省略 （信託法の制定に伴う県民税、事業税および地方消費税に関する経過措置） 8 新条例第17条、第31条の2、第37条から第38条まで、第38条の3、第38条の5、第38条の16および第38条の16の2ならびに付則第4条、第7条の2および第7条の2の2の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項または第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、<u>新法信託を除く</u> 。）については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。 9・10 省略	本則 省略 付 則 1～7 省略 （信託法の制定に伴う県民税、事業税および地方消費税に関する経過措置） 8 新条例第17条、第31条の2、第37条から第38条まで、第38条の3、第38条の5、第38条の16および第38条の16の2ならびに付則第4条、第7条の2および第7条の2の2の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項または第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、<u>新法信託および公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く</u>。）については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。 9・10 省略